

令和 7 年第 2 回足立区議会定例会議事日程 第 4 号

令和 7 年 7 月 2 日 午後 1 時開議

- 第 1 第 6 0 号議案 令和 7 年度足立区一般会計補正予算(第 4 号)
- 第 2 第 6 1 号議案 令和 7 年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 3 第 6 2 号議案 令和 7 年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 4 第 6 3 号議案 (仮称) 第三上沼田保育園新築電気設備工事請負契約
- 第 5 第 7 2 号議案 新田学園第二校舎外壁改修その他工事請負契約
- 第 6 第 7 3 号議案 古千谷小学校全体保全計画にかかる内外装改修その他工事(三期) 請負契約
- 第 7 第 7 4 号議案 区営大谷田二丁目アパート 3・5 号棟解体工事請負契約
- 第 8 第 7 5 号議案 花畑川環境整備その 1 通水工事請負契約
- 第 9 第 7 6 号議案 区営新田二丁目アパート解体工事請負契約
- 第 1 0 第 7 7 号議案 マイボトル式ウォーターサーバーへの買い替えについて
- 第 1 1 第 7 8 号議案 学校給食室設備(回転釜及び付属品)の買い替え(足立小学校外 6 校)について
- 第 1 2 第 7 9 号議案 学校給食室設備(食器洗浄機外)の買い替え(足立小学校外 9 校)について
- 第 1 3 第 8 0 号議案 学校給食室設備(熱風消毒保管庫)の買い替え(加平小学校外 2 校)について
- 第 1 4 第 8 1 号議案 学校給食室設備(熱風消毒保管庫)の買い替え(第五中学校外 6 校)について

令和 7 年 7 月 2 日

足立区議会議長

た だ 太 郎

令和7年第2回足立区議会定例会会議日程

足立区議会事務局

月	日	曜	午前	午後
7	3	木		
・	4	金	産業環境委員会(第1委員会室) 10時	厚生委員会(第3委員会室) 1時30分 [会期中請願締切日]
・	5	土		
・	6	日		
・	7	月	建設委員会(第3委員会室) 10時	文教委員会(第3委員会室) 1時30分
・	8	火	総合交通対策調査特別委員会(第3委員会室) 10時	子ども・子育て支援対策調査特別委員会(第3委員会室) 1時30分 [文書質問締切日]
・	9	水	災害・オウム対策調査特別委員会(第3委員会室) 10時	エリアデザイン調査特別委員会(第3委員会室) 1時30分
・	10	木	議会運営委員会(第2委員会室) 10時 各派幹事長会(第2委員会室) 10時30分	議会基本条例制定特別委員会(第3委員会室) 1時30分
・	11	金		本会議 1時

※ 委員会室は変更する場合があります。

議会運営委員会陳情説明資料

令和 7 年 7 月 2 日

件 名

- 1 受理番号 6 政党機関紙も庁内取締規則を守り、許可のない勧誘・配達・集金は認めないように足立区議会として足立区に改善することを求める陳情

(区議会事務局)

件 名	受理番号 6 政党機関紙も庁内取締規則を守り、許可のない勧誘・配達・集金は認めないように足立区議会として足立区に改善することを求める陳情
所管部課名	区議会事務局
陳情の要旨	1 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁内取締規則により、あらかじめ庁内取締責任者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを明確にして、足立区議会から足立区に改善を求めてください。 2 足立区議会議員の皆様は、これまで許可を得ずとも勧誘行為をおこなってきた経緯があれば、今後は、政党機関紙を庁舎内で勧誘等をする場合、庁内取締規則を厳守するように努めてください。 3 今後「政党機関紙の勧誘行為」について、足立区議会議員が許可申請をする場合は、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関する職員アンケートを実施し、許可の判断材料にするように足立区議会から足立区に求めてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 足立区庁内取締規則（抜粋） （庁内の使用及び立入の規制） 第6条 庁内を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、庁内取締責任者の許可を受けなければならない。 （1） 多数集合して庁内に入ろうとするとき。 （2） 庁内において、物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をしようとするとき。 （3） 庁内において、印刷物その他の文書、図画を配布又は散布しようとするとき。 （4） 庁内において、貼紙若しくは印刷物を掲示し、又は立札若しくは立看板等を提出しようとするとき。 （5） 庁内において、撮影、録画、録音、放送その他これらに類する行為をしようとするとき。 2 庁内取締責任者は、前項の許可をする場合には、管理上必要な条件を付し、又は指示することができる。 3 庁内を使用しようとする者は、庁内使用許可願（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、第1項第3号及び第4号については、郵送によるものを除く。

2 庁舎内における政党機関紙の勧誘・配達・集金に関する対応

(1) 杉並区

政党機関紙の勧誘・配達・集金については、杉並区庁内管理規則第5条の禁止事項に該当するが、庁内管理者（総務部経理課長）あてに、配達・集金についての許可申請が提出されており、許可されている。

なお、勧誘については、許可申請は提出されておらず、許可はされていない。

杉並区庁内管理規則（抜粋）

（禁止事項等）

第5条 何人も庁内においては、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

（6）寄付金を募集し、又は物品の販売若しくは宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号（第10号及び第13号から第17号までを除く。）に掲げる行為について、庁内管理者が特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないと認めて許可した場合は、当該許可に係る行為をすることができる。

3 前項の規定により許可を受けようとする者は、あらかじめ許可申請書を庁内管理者に提出しなければならない。

4 庁内管理者は、前項の規定による申請書が提出されたときは、許可の可否を決定し、申請者に通知する。

3 政党機関紙に関する請願・陳情の各区の取扱状況

(1) 採択 3区（港区・目黒区・板橋区）

ア 港区「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願」

（ア） 令和6年3月に賛成多数により採択。

（イ） 令和6年10月に職員アンケートを実施。

（ウ） 令和7年4月1日付で庁舎管理規則を改正。

庁舎内における政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止。

イ 目黒区「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」

（ア） 令和6年3月に賛成多数により採択。

（イ） 現時点で実態調査は行われていない。

ウ 板橋区「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」

（ア） 令和7年6月23日に賛成多数により採択。

(2) 不採択 1区（品川区）

ア 品川区「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情」

（ア） 令和7年3月に全会一致により不採択。